

SKET NEWS

季刊

vol. 65
2026年新春号



contents

- 1 新年のご挨拶
- 2 各部・各事業所より
～組合員の皆様へ～
- 3 『自動車検査証記録事項』の
配布が終了
- 4 大口・多頻度割引の拡充措置が
2026年3月末まで延長

表紙: ベトナム ホーコック寺院

- 5 深夜割引見直し運用開始は
2026年度以降に
- 6 技能実習制度運用要領の
一部改訂について
- 7 受託中小企業振興法を知っていますか？



組合Facebookページ随時更新中！
<https://www.facebook.com/tsk.kumiai>

新年のご挨拶

新年あけましておめでとうございます。

平素より東西商工協同組合の事業運営に際し、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

■ 2025年の国際人材分野の動向

2025年は、国際人材の受入れ環境が大きな転換期を迎えた一年でした。

当組合が長年重点的に取り組んできたベトナムについては、日本における最大の送り出し国である地位は変わらないものの、送り出し数の伸びは近年明確に鈍化し、政変や送り出し機関再編や教育品質の格差が一段と顕在化しました。また、インドネシアやフィリピン等への分散傾向も強まり、国籍構成の多国化が進む過渡期に入っています。一方、ミャンマー・タイ・インドネシアでは自然災害、社会インフラ不足、円安による学習負担の増加など、現地の若者が直面する課題も浮き彫りとなりました。これらの国々における教育環境や受入れ基盤の状況を正しく把握し続ける必要性が、改めて認識される一年となりました。

■ 日本の受入れ政策は「量」から「秩序・質」へ
人口減少と構造的な人手不足を背景に、日本の外国人受入れ政策は、技能実習制度から特定技能制度(SSW)への段階的な移行を進めています。ただし、現時点の受入れ総数は次のとおりであり、技能実習は45万人前後、特定技能は25万人前後と依然として受入れの中心は技能実習が担っている状況です。差は縮小傾向にありますが、特定技能が一気に主流になる段階には至っておらず、しばらくは「技能実習+特定技能の併存構造」が続くと見込まれます。

また2025年前後の政策動向では、

- ・不法滞在者の削減、永住許可審査の厳格化
- ・外国人不動産取引規制を巡る議論
- ・特定技能企業への自治体連携・地域定着施策の義務化

など、「秩序」「品質」「地域との共生」を重視した制度再構築が進んでいます。

■ 技能実習制度は最終段階へ

1993年に創設された技能実習制度は、2026年にいよいよ最終段階を迎えます。

30年以上にわたり、日本の産業基盤を支え、途上国の若者の育成に寄与してきた制度であり、当組合も2003年からその運用に携わってまいりました。2027年施行予定の新制度「育成就労制度」への移行を控え、今年は制度理念の整理と、実習から新制度への円滑な移行準備を進める“最後の一年”として、極めて重要な節目となります。

■ ETCカード共同利用事業と、組合員への新たな価値提供

当組合の基幹事業であるETCカード共同利用事業は、車両管理や高速道路料金管理の効率化に寄与し、長年にわたり安定的なサービスとして評価をいただいております。

近年の物流・倉庫業界における人手不足の深刻化を受け、当組合では、

- ・倉庫内作業者（特定技能等）の紹介
- ・外国人ドライバーの紹介・免許取得支援

など、ETCカードをご利用の組合員企業に対し、車両管理と人材確保の双方を一体的に支援する体制を強化しています。

協同組合として、「ETCカード事業」×「国際人材事業」のシナジーを活かし、組合員企業の経営基盤に寄与するサービス提供を今後も進めてまいります。

■ 結びに

本年も、国際人材事業とETCカード事業の二本柱を軸に、組合員企業および関係機関との連携をより一層強化し、社会の持続的発展に貢献する組織として取り組んでまいります。

2026年が皆様にとって健やかで実り多い一年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

代表理事 理事長 金尾 健大

各部・各事業所より～組合員の皆様へ～

カード事業部

2026年以降働き方改革関連法により、物流ドライバーの労働時間規制が完全に実施されます。これは運送事業者だけでなく荷主、小売業、製造業等全体に影響を及ぼす問題となりそうですが、東西商工（協）は、新しい挑戦を続け、エネルギーで前向きな行動で、組合員皆様の成功と発展に導ける1年にしたいと思っております。

本年もご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひいたします。

国際事業部

新年明けましておめでとうございます。

日頃より組合事業へのご理解とご協力を賜り、心より御礼申し上げます。

2027年4月から始まる育成労制度は、外国人材受入れの在り方を大きく変える重要な転換点です。私ども国際部は、制度の先を見据え、正確な情報と確かな運用力をもって業界をリードしてまいります。

皆様が安心して人材活用に取り組める環境を整え、信頼されるパートナーとして全力で支援してまいります。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

東京営業所

本年も宜しくお願ひ致します。

本年は育成労制度に向けて具体的に内容が決定していくタイミングとなります。大きな変革が起こる時は飛躍するチャンスと捉えて邁進してまいります。皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

どうぞ宜しくお願ひ致します。

名古屋事務所

新年あけましておめでとうございます。

2026年の干支は「丙午（ひのえうま）」で、太陽のような明るさ、情熱、決断力を象徴し、物事を大きく広げていくエネルギーに満ちた年とされています。昨年入社した2名と明るく元気に新しい事に挑戦していきます。本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

大阪事務所

2026年は馬年となり、「力強く駆ける」といった意味を持ち、大阪営業所としても、この勢いに乗り、技能実習（育成労）・特定技能の受け入れと定着支援をさらに進め、組合員の皆様と連携し、外国人材が安心して働き、能力を発揮できる環境づくりに取り組んでまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひ致します。

広島営業所

新年あけましておめでとうございます。

旧年中は監理業務に多大なるご協力を賜り、心より御礼申し上げます。2026年は労働者不足問題など様々な社会情勢に変化をもたらす年になります。営業所職員一同、組合員の皆様のお力に沿えるよう努めてまいりますので本年も何卒ご指導ご鞭撻お願い申し上げます。

福岡事務所

新年あけましておめでとうございます。

日本の労働者不足は今年も続き、技能実習制度も、育成労制度への移行開始の年となります。外国人との共生が議論される中、正しい理解を広め、本年も企業様と連携して、しっかりと支援してまいります。どうぞ宜しくお願ひ致します。

『自動車検査証記録事項』の配布が終了

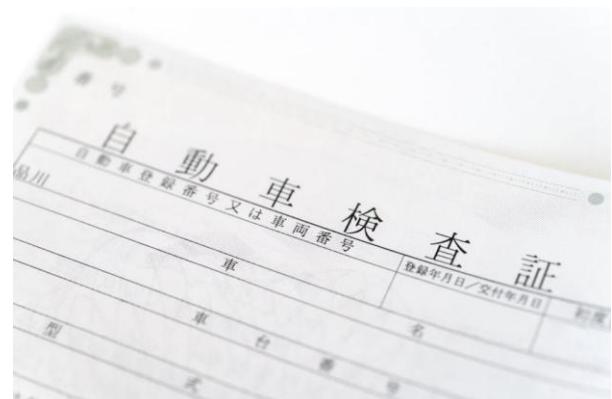
2025年12月26日をもって自動車の継続検査（車検更新）の際配布されていた『自動車検査証記録事項』の配布が終了となりました。

自動車検査証は電子車検証となっており、A6サイズの厚紙に基礎的情報と二次元コードが記載されたものとなります。車検証情報は裏面に貼付されたICタグに格納されています。ICタグに格納された情報は、右上にある二次元コード『車検閲覧アプリ』をスマートフォンにダウンロードし、アプリでICタグを読み込むことで自動車検査証喜朗事項の閲覧が可能。PDF変換することで、通常の印刷端末から紙面での出力も可能です。

他には陸運支局等に設置されている印刷端末からプリントアウトすることもできます。

ETCカード発行には「自動車検査証記録事項」が必

要なため、対象車両の車検、車両のご購入、車両の入れ替えに際には、必ず自動車販売業者またはそれに準ずる事業者へ、事前に対象車両の「自動車検査証記録事項」発行のご依頼と貴社での保管をお願いいたします。



大口・多頻度割引の拡充措置が2026年3月末まで延長

ETCコーポレートカード利用において、ETC2.0を利用する自動車運送事業者に対して割引率を拡充する措置は、2026年3月末までとなっていましたが、2025年11月28日に、「令和7年度補正予算案」が閣議決定、2025年12月16日に参議院本会議で可決・成立したことで、2027年3月末まで1年延長されることとなりました。

該当の予算は、国土交通省の令和7年度補正予算で掲げられた「生活の安全保障・物価高への対応」の施策の中で、「高速道路料金の大口・多頻度割引の拡充措置の延長」として77億7900万円の予算が計上されております。

内容を少しづつ変えながら臨時措置が続いている予算なので、さらなる延長があるのか今後の動向に注目です。

深夜割引見直し運用開始は2026年度以降に

高速道路3社（NEXCO東日本、中日本、西日本）は29日、深夜割引料金の対象時間の改定期期が2026年度以降になると発表しました。NEXCO中日本で4月に発生した自動料金収受システム（ETC）の障害を受け、従来2025年7月ごろと見込んでいた改定を延期。延期は2度目となります。

新たな深夜割引は対象時間帯を従来の午前0～4時から午後10時～翌5時に拡大し、時間内に走行した分のみ割引を適用する仕組み。現在は対象時間帯に少しでも高速道路を走行していれば、すべての走行分に割引が適用されています。改定により割引待ちの車両滞留などを抑止することを目的としています。

技能実習制度運用要領の一部改訂について

2025年12月8日付で、技能実習制度の運用要領が改正されました。今回の改正では、講習内容の整理、手続きの厳格化、技能実習実施困難時の届出義務の明確化などについて変更がありました。以下におもな改正ポイントをまとめます。

技能実習制度運用要領の主な改正ポイント

①二国間取り決め国のうち「送出国政府からの推薦状」が提出不要となる国が追加

(現行)

インド、フィリピン、ミャンマー、ブータン、ウズベキスタン、パキスタン、タイ

(改正)

バングラデシュ、東ティモールの追加

②入国後講習の法令講習における内容の明確化

講習内容に含まれないといけない内容として、下記の項目が明確に記載されました。

- ・労働関係法令、社会保険、労災、申告手続
- ・男女雇用機会均等法の趣旨（妊娠・出産による不利益取扱い禁止）
- ・実習先変更（転籍）の仕組みと申出方法（様式1-44号）
- ・行政相談窓口の案内

③石綿（アスベスト）を含む建材等の解体についての事前説明義務

石綿（アスベスト）を含む建築物を解体する可能性がある場合には入国前に母国語で当該業務に従事する際の留意点や労働保険の給付などについて丁寧に説明をし、確実に理解を得たうえで書式の提出が必要となりました。

④実習計画に記載された月ごとの労働時間・業務時間数を変更する場合について「変更認定が必要なケース」と「軽微変更届出で足りるケース」が整理されました。

⑤実習継続が困難になった場合の対応明確化
病気・ケガ・経営上の事情などで技能実習が一時的に実施できなくなった場合の届出・再開手續が整理されました。

◇困難時届出が必要なケースが明確化

- ・講習開始が予定より1か月以上遅れる場合
- ・実習開始が1か月以上遅れる場合
- ・実習生が希望する転籍で、やむを得ない事情がある場合

→実習先変更希望の申出書（1-44号）と対応通知書（1-45号）を添付

◇再開時の扱い

- ・1か月以内に再開 → 届出+理由書提出、期間は実習期間に算入
- ・1か月超で再開 → 計画変更認定が必要、期間は不算入

◇提出期限の明確化

原則：事由発生から2週間以内
途中帰国の場合：帰国前

改正内容のまとめ

今回の改正では技能実習生の理解促進と保護の強化、ならびに受入れ側の適正な実務対応を目的としています。

特に、推薦状提出の要否整理や入国後講習の運用明確化など、申請・講習・管理に関わる実務面でのルール整理が進められており、これまで現場で判断に迷いややすかった点が明確化されています。

さらに、法令教育の内容が具体化されたことにより、実習生が「困ったときにどこへ相談し、どのように行動すべきか」を理解しやすくなり、トラブルの未然防止や早期対応につながることが期待されます。

実習時間や業務内容の変更に関する手続きについても変更認定と届出の区分が整理されたことで、不適切な手続きによる指摘・是正リスクの低減が図られています。

受託中小企業振興法を知っていますか？

64号でご紹介いたしました取適法（正式名称：中小受託取引適正化法）に関連して、「下請中小企業振興法」が「受託中小企業振興法」へ名称変更しております。ここで、「受託中小企業振興法」についてご紹介いたします。

受託中小企業振興法とは何か

ー 中小企業の取引環境を支えるための法律ー

1. 法律制定の背景

日本の産業構造において、中小企業はサプライチェーンの中核を担っています。特に大企業や元請企業から業務を受託する「受託中小企業」は、技術力や柔軟性で日本経済を支えてきました。一方で、取引関係における立場の弱さから、価格決定の不透明性、短納期の強要、コスト上昇分の転嫁困難といった課題を長年抱えてきました。

こうした状況を改善し、受託中小企業の経営基盤を安定させる目的で整備されたのが、受託中小企業振興法です。

2. 受託中小企業振興法の目的

本法の主な目的は、以下の3点に集約されます。

- ・受託中小企業の取引条件の改善
- ・公正で透明な取引慣行の確立
- ・受託中小企業の自立的な成長の促進

単なる「保護」ではなく、取引の適正化を通じて中小企業が持続的に成長できる環境を整える点が特徴です。

3. 法律の主な内容

(1) 適正な取引条件の確保

元請企業と受託中小企業との間で、以下のような取引慣行の改善が求められます。

- ・取引条件（価格・納期・仕様等）の明確化
- ・一方的な仕様変更ややり直しの抑制
- ・原材料費・エネルギー価格上昇時の価格協議

これにより、受託中小企業が不利な条件を一方的に受け入れざるを得ない状況の是正を図ります。

(2) 振興基準の策定

国は、受託中小企業の振興を図るための「振興基準」を定めます。

この基準には、

- ・適正な取引対価の決定方法
- ・技術力・付加価値向上への配慮
- ・長期的な取引関係の構築

などが盛り込まれ、元請企業に対して実務上の指針を示します。

(3) 支援措置の充実

国や関係機関は、受託中小企業に対し、

- ・経営・技術に関する助言
- ・人材育成や設備投資への支援
- ・取引改善に向けた相談体制の整備

といった支援を行うことが規定されています。

4. 取適法との違い

受託中小企業振興法は、しばしば中小受託取引適正化法（旧：下請代金支払遅延等防止法「下請法」）と混同されますが、役割は異なります。

- ・取適法：違反行為を取り締まる「規制法」
- ・受託中小企業振興法：取引改善を促す「振興法」つまり、罰則中心の法律ではなく、望ましい取引関係を育てるための枠組みを提供する点が本法の特徴です。

5. おわりに

受託中小企業振興法は、単に弱い立場の企業を守るために法律ではありません。

公正な取引環境を整えることで、日本の産業全体の競争力を高めることを目的とした法律です。

より詳しい内容につきましては、中小企業庁のホームページなどでご確認ください。

中小企業庁 情報サイト

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinko.html>



東西商工協同組合

ホームページ

<http://tsk-gr.com/>